



振舞いのアイデア : 実践(論)のエロース

Wada, Yoshitaka

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペイパー, 06/ 1J

(Issue Date)

2006-01

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100001>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/1J
2006年1月

振舞いのアイデア：実践(論)のエロース

和田仁孝

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

本稿は未完のディスカッションペーパーです。

振舞いのアイデア：実践（論）のエロース

早稲田大学 和田仁孝

はじめに

手続の前提としての自律的な近代的法主体および普遍的な法基準の適用による解決という、裁判をめぐる観念の虚構性を批判し、共同体的な関係性の中に生きる人間を前提として紛争処理過程を捉え直す視点が提示されるようになって久しい。この流れを踏まえつつ、また司法制度改革という実践的課題にも応答する中で、現在では、リーガル・カウンセリングなど弁護士＝依頼人関係の構成のあり方、当事者の主体的問題解決を尊重する対話型ADRの技法研究などが、先端的な検討課題として現れてきている。

しかしながら、こうした動きの中でも、なお、当事者とは何か、主体とは何か、普遍的規範とは何かなど、問題にされ続けてきた論点が、克服されることなく、逆に新たな装いをもって還流してきているのを見ることが出来る。依頼人の主体性および自力での問題克服を尊重するリーガル・カウンセリングでも、また当事者による対話を通じた主体的問題解決を重視するメディエーション・モデルでも、実はそこに、自ら問題に向き合う「主体」が措定され、かつ価値的にもそれが称揚されているのである。近代的理念を批判したはずの視点の中に、なお、「主体」はしたたかに、回帰し、潜んでいると言わざるを得ないのである。

こうした状況で、「主体」観念のあり方を批判的に検討してきた者として、紛争過程における「主体」「自律」「普遍的価値」といった論点について、なお、考察をめぐらせ、批判的検証を加えていく必要があるようである。本稿は、こうした問題について、プラトンの概念を導入的比喩として用い、筆者なりの「主体と実践」の理論を整理した後、その枠組みに従って、紛争処理過程におけるこれら概念の意義を検証しようとするものである。

1. メタファーとしてのプラトン：アイデアとエロース

まず、導入的比喩として、プラトンの概念を借用することにしたい。言うまでもなく、プラトン哲学におけるひとつの基本概念は「アイデア」である。この世に生きる人間（天井から追放された存在）は、天上界の神の世界において神々がみているものと同じものをみることができない。たとえば、「椅子」を例にとろう。プラトンは、ソクラテスの口を借りて問わせる。「椅子とは何か？」。問われた側は、様々に返答する。「それは座るためのものだ」。ソクラテスは答える、「それは椅子の機能であって、椅子そのもののことではない」。そこで問われた側は再度考える。「椅子とは3本以上の脚の上に平面が乗せられているものだ」。ソクラテスはいふ、「それは椅子の形であって椅子そのもののことではない」。このよ

うに問答を続けることで（いわゆるソクラテック・メソッド）、最終的に回答者は、「椅子そのもの」を我々は「知る」ことができないのだという結論に達する（無知の知）。椅子の代わりに「犬」であっても、「赤」であっても、「美」であっても、「正義」であっても同様である。

この我々、人間が「知る」ことのできない「～そのもの」、それがアイデアである。椅子のアイデア、犬のアイデア、美のアイデア、正義のアイデア、それらを人間は知ることができない。アイデアは天上界に属するものであり、この地上に生きる人間には「知る」ことはできないのである。ただ、そのアイデアは、そのものを「知る」ことはできなくても、実は地上のものに分有されてはいる。天上界へのあこがれを持つ人間は、それらを感じつつ、天上のアイデアを希求する気持ちを抑えることができない。この衝動が、エロースである。

さて、我々の関心は、プラトンの哲学を理解することではなく、それを比喩的に用いて、紛争処理過程におけるいくつかの観念の位置を検証することにある。そこで、このプラトンの理念から大胆に、問題検証のための枠組みを構成してみよう。

まず、第一に気づくのは、アイデアがこの世界における「欠落」を暗示している点である。この世にいる限り、人間は永遠にアイデアに到達することはできない。そこには常に「欠落」のみがあり、アイデアは「見果てぬ夢」でしかない。そしてまた、「見果てぬ夢」「永遠にたどり着けない場所」であるがゆえに、われわれはそれを希求し、熱望する（エロース）。アイデアがどこにでもあり、誰もが知り得るのであれば、エロースは生じない。この「欠落」ゆえに「アイデア」が希求されるという形での相補的關係が第一である。

第二は、アイデアは、言語的な構築物を超えた何かであるということである。「知る」ことができないということは、とりもなおさず、言語的に表現することができないということである。ソクラテスの対論者がそうであったように、椅子そのものを我々は「言語的（理性的・反省的）に表す（知る）」ことはできない。しかしまた、我々が日常実践の中で、何が椅子であるかについて一定の理解をしている（地上の椅子に分有されたアイデアを感じる）ことも事実である。そこには言語を超えた我々の実践的意識の流れの中で「知る」という別様の認識がはたらいっているとも言える。もちろん、それでは、椅子そのものを「知る」ことにならないのだとしても。

第三は、アイデアを指し示す言葉（「椅子」「犬」「美」「正義」）が、「欠落」ゆえに生じるエロース的衝動のなかで、初めて言及されるだろうという点である。つまり、アイデアが希求され、この世に召還され形を与えられようとするのは、人々がエロース的に、かつ先に見たように言語（理性・反省）を超えた位相を含め、振舞う際のことであるという点である。

結論を先取りして言えば、第一に、我々が紛争処理実践において、「主体」や「普遍的価値」を我々が求めようとするのは、それが、この現実の世界には「存在し得ないもの（アイデア）」だからということである。第二に、それを求める際、言語を通して知ることは不可能であること、つまり理性的な「主体性」「正義」などについての合意は不可能であること

をそれは示唆している。「主体性」や「正義」は、いわば天上界のアイデアにほかならないのだから。第三に、さらに、それを我々が希求するとき、表面的に言及される言語ではなく、異なる感性的な「振舞い」の位相において、それらの観念が溶け込みつつ仮の姿を現しているというわけである。アイデア（主体・正義）はエロース的振舞い（それを現実化しようとする振舞い）によって「現象」するということになる。

こうした比喻から得た示唆を、より緻密に整理していくために、次に、主体と日常実践をめぐり理論を検討しておくことにしよう。

2. 主体と実践

1) 実践論の構図

ここでは導入として、社会学的な実践の理論を簡単に、まず、みておくことにする。

ブルデューは、人々の理性的反省的な行為のみならず、自然にみに対峙し振る舞いまで含めて実践（プラチック）という概念を措定し、これと社会の構造との関係をめぐって、理論を展開している。これまでの、個人（行為）と社会（構造）という社会学にとってのアポリアへのひとつの回答の試みでもあった。これまで、単純化して言えば、個人の動機づけられた行為の集積として社会を見る方法論的個人主義と、個人の行為を社会構造によって規定されたものとする構造機能主義的アプローチの間で、繰り返し議論されてきた問題（個人が先か構造が先か）に、ブルデューは、ハビトゥスという概念を措定することで一応の和解を試みる。

ハビトゥスとは、「構造化する構造」としての心的性向のシステムとも言うべきものである。すなわち、人は、その生の環境のなかで、何を好むか、どのように振舞うかなどについて一定の性向のシステムを、その内に構成している。このハビトゥスが、無限のコンテクストの中で生成する人々の実践・振舞いを構造化することになる。しかし、これだけでは、社会的な構造による行為（実践）の規定という図式に媒介項としてのハビトゥスを組み入れただけに過ぎない。そこで、ブルデューは、さらに個々の実践・振舞いは、決して一義的に規定され尽くすわけではなく、個々のコンテクストに応じて、即興的なずれを生み出しているのだとする。この即興的なずれによって、またハビトゥス自体、常に微妙に、今度は逆に構造化されることになる。

たとえば、サッカーの試合を例にとるとこの関係はわかりやすい。スポーツである以上、そこには必ずルールがある。それがなければ、スポーツは成立しない。このルールが社会の構造にあたる。次にチームごとに、また選手ごとに、その固有の持ち味というのが存在する。これがハビトゥスにあたる。そして個々の試合で、選手の動きはどのように展開するか、これはその場その場の動きの中でしかわからないし、試合ごとに、時間ごとに、その動きは予測し得ない即興的な際を生み出し続ける。これが実践・振舞いである。チームごと、選手ごとの持ち味（ハビトゥス）は、確かに観察されながら、それだけでは説明し得ない動きを選手がしたりする場合もある。ハビトゥスは確かに振る舞いを形作っている

が、その振舞い（プレー）のすべては、むしろ即興性に支配されていると言ってもよい。

ブルデューは、まさに社会の構造とハビトゥス、そして実践の関係をそのようなものとして描いたのである。ここでは省略するが、ギデンズの構造の二重性論も、ブルデューとほぼかさなる理論を展開している。

さて、こうした実践論の構図から、次のような示唆を我々は得ることができる。実践（振舞い）をめぐる、「振舞うこと」と「振舞おうとすること」を区別すべきという点である。

「振舞うこと」は、多くの場合、意識的な自省なしに生じている。サッカー選手は瞬時のゲームの動きに反応するのであって、いちいち走る方向を考えて意志決定しているわけではない。自動車を運転する我々も同様である。振舞っているとき、我々はそのこと自体を「知る」ことすらしていない。しかし、言語的にではなくとも、身体的に我々はスポーツのプレーでも、自動車の運転でも、社会的な行為でも、実は「知っている」とも言えるのである。この点を、マイケル・ポラニーは、「我々は語れる以上のことを知っている」という言葉で表現している。

これに対し、「振舞おうとすること」は明らかに意識的な行為であり、そこでは、「実践することについて考えるという実践」、時間の中で流れていく実践そのものからは距離を置いた反省的思考という別種の実践が行われていることになる。これはいわば、「振舞いを知ること」であり、それを言語的に描写すること（思考の中で）を含むことになる。

2) 「主体」の日常的語られ方：欠如として語られる「主体」

さて、そこで、日常的に主体というものが、いかに語られているかを考えよう。多くの場合、主体は「欠落」を前提に語られることが多い。訴訟過程の中で当事者は主体性を奪われているという批判。メディエーションは、当事者による主体的自律的な解決を対話を通して援助する過程であるという理念。批判であれ、肯定的理念であれ、それは「主体」が、そのままでは存在し得ないものであること、その存在のために、一定の努力や援助が必要なことを含意している。いまここにいる、生身の当事者には書けている何かが主体なのである。ここでは、まさに「主体」はアイデアにほかならない。

しかし、主体はそのように、何らかの手当によって存在しうるものなのだろうか。

3) 主体の声 / 声としての主体

さて、ブルデュー的な実践論の構図を前提とすれば、主体は、どこに位置するだろうか？ハビトゥスは主体ではなく、その振舞いを構造化しずらされもする仮説的な何かに過ぎない。むしろ、実践と構造をハビトゥスを通して循環する過程の流れの中に位置づけるブルデュー的な実践論の立場から言えば、主体とは、構造 = ハビトゥス = 実践の循環的過程の中で、そのある局面に与えられる描写でしかあり得ないということになる。

すなわち、主体は、振舞い、実践の流れのなかに溶け込んで、言語的に描写し得ない一種の「アイデア」というべきものにほかならないのである。アイデアは、そこに分有されてい

る。しかし、それを「知る」ことはできない、そういうものであった。

こうした比喻をもとに主体の概念を位置づけてみると、主体は、実践の過程的流れそのものということになる。そして、もし、そこで我々が、その流れをある瞬間で断ち切り、主体を「知る」ことをしようとするれば、それは、距離を置いた視点から、「主体」のアイデアを言語的につかみ取ろうとする試みにほかならない。それは主体のアイデアを分有するある「局面」ではあっても、主体そのものではない。「主体」は、この意味で不能体にほかならない。

それゆえ、主体の声、主体の振舞いを措定することは、実は、主体をつかみ取っていることにはならない。逆である。声の中に主体はあり、振舞いの中に主体があるにほかならないからである。声として、振舞いとして、主体は常にその中に溶け込んで、メタモルフォーゼし続ける流動性なのである。

3. 紛争交渉過程のなかのアイデア

さて、最後に、紛争交渉過程における、こうしたアイデアへの希求（エロース）の現象についてみておこう。

まず、議論の前提として、「過程」が、不断に「主体」および多様な「紛争交渉に関わるアイデア」を再帰的に現象させているというこれまでの構図を確認しておく。

1) 主体性の尊重：アイデアとしての主体性

紛争処理手続きに関して、次のようなテーゼがしばしば提示される。

- ・当事者の主体性が保障されない過程は不当である

この主体性尊重のテーゼにおける主体性とは何だろうか？先に見たように、我々は主体が、流動的な過程の流れそのものに溶け込んだ何かとして考え、それを言語的に「知る」ことは不能であると考えてきた。そうだとすると、ここでの言及される主体性は、実は他の観念や要素に依存したもとならざるを得ないのではないだろうか？

すなわち、主体性尊重が主張されるとき、その主体性とは、たかだか「いま、これ」ではない何かを意味している空虚な観念にほかならないのではないだろうか。もちろん、これには、主体性の実体を様々に説く反論があり得よう。しかし、そのいずれもが、おそらく「椅子」とは何かに答えようとして、最後は、「不知」に至らざるを得なかったソフィストと同様の誤りを犯しているに過ぎないのではないだろうか。

たとえば、能力の向上、十分な情報の提供、エンパワーとケアの提供、自己責任の徹底、様々な方策が語られうるとしても、それによって、獲得される主体性なるものは、それぞれ、外から見たあるひとつの「主体性の相」に過ぎないのである。

おわりに

こうした考察は主体観念に限られるわけではない。

- ・正義が満たされていない状況は改善されねばならない
- ・中立性が満たされていない手続状況は不当である

これらの紛争交渉過程に関してよく言及される観念も同様、過程的な流れの中に溶け込んだものを、いまこの「欠落」に対峙する何かとして希求する、すなわちアイデアを希求する現象にほかならない。さらには、紛争処理過程における「第三者」とは画然と存在しているのか、「当事者」とは画然と存在しているのか、といった問題も問い直すことが必要である。

本稿で提示した議論は、いまだ、未完のまとまらない思考の過程を呈示したに過ぎないが、決して抽象的な理論的議論に留まるものではなく、紛争処理過程における正義や中立性、公平性などの問題が、普遍的規範に依存するだけでは解き得なくなった現在、それに変わる新たな応答への可能性を実践的にも拓く可能性を秘めた議論だと考えている（報告時には、実践的法律紛争を事例として検討した）。こうした方向で、実践と理論を結びつけつつ思考展開していくことを今後の課題として設定しておきたい。

（次ページ以降、報告当日のレジュメを添付）

振舞いのアイデア：実践（論）のエロース

2005 / 9 / 10 神戸大学
早稲田大学 和田仁孝

1. はじめに：メタファーとしてのプラトン

- 1) 見果てぬ夢としての「アイデア」と、永遠なる渴望としての「エロース」
- 2) 不可視のアイデア：言語的構築の不可能性（認識不能性）
 - ・ **アイデア** - **言語的構築** **振舞い**
- 3) 「ここからの離脱」としてのエロース
 - ・ 「欠落」と「アイデア」の相補性
 - ・ 振舞いに溶け込んだアイデア
 - ・ エロース的振舞いの中で構成されるアイデア：アイデアは振舞いによって「現象」する

2. 主体と実践

- 1) 実践論という実践
 - ・ プルデューの「プラチック（実践）論」：構造化する構造としてのハビトゥス
 - ・ ギデンズの構造の二重性論：主体的行為（実践）と構造（構造特性）の再帰的關係
 - ・ 振舞い（＝実践）の中で：**振舞うこと** **意図（目的・制御）**と**暗黙知**
「振舞うこと」と「振舞おうとすること」
cf. 我々は語れる以上のことを知っている：M.

ポラニー

- ・ 振舞い（＝実践）を知る：**振舞うこと** **振舞いを理解すること** **振舞いを記述すること**
- 2) 「主体」の日常的語られ方：欠如として語られる「主体」
 - ・ 「主体」のアイデアへの言語的接近 「欠如」の観念と連動＝これではない何かとしての「主体」
 - 3) 主体の声／声としての主体
 - ・ 「主体」の不能性 「過程としての主体」, 「現象としての主体」
 - ・ 「主体の声」ではなく「声としての主体」 それゆえに「しなやか」で「したたか」足りうる。
 - 4) 主体の現象

- ・言説的次元、実践的次元（含む感情）
- ・多面的・矛盾内包的アイデンティティの交錯　ハビトゥスの媒介

3. 紛争交渉過程のなかのアイデア

- 1) 前提 = 過程が、不断に主体および多様なアイデアを再帰的に現象させる。
- 2) 主体性の尊重：アイデアとしての主体性
 - ・当事者の主体性が保障されない過程は不当である（欠落　主体性）
 - ・当事者の主体性 = 自律的選択・意思決定（自律的主体）
 - 自律的決定の不能性：関係の中の主体という現象、主体の中の関係という現象
 - ・そもそも現象としての主体は「欠如」しうるか？：腐っても「主体」
 - 「主体性の尊重」の他のアイデアへの依存：これではない何かとしての「主体」
 - * 自律的決定の条件整備（能力・情報 etc.） = 実体的
 - * 自ら動くこと = 手続的　cf. 「自己責任」の語られ方（阿部）
 - * ケアの倫理（メイヤロフ）に基づく援助 = 過程的
 - ・紛争交渉実践（対話）の中の権力性：いずれにも一定のアイデア志向的バイアス
 - 「主体性尊重」の不能性
- 3) 正義の回復：アイデアとしての正義
 - ・正義が満たされていない状況は改善されねばならない（欠落　正義）
 - ・アイデア的正義の不能　普遍的法規範の不能　交渉に開かれた正義
 - 正義の他のアイデアへの依存
 - cf. 後述事例 A
- 4) 不偏性 / 中立性の維持：アイデアとしての不偏性 / 中立性
 - ・不偏 / 中立が満たされていない手続状況は不当である（欠落　不偏 / 中立）
 - ・不偏 / 中立の不能　交渉に開かれた不偏 / 中立
 - 不偏 / 中立の他のアイデアへの依存
 - cf. 後述事例 B
- 5) 第三者とは誰か？当事者とは誰か
 - ・第三者の不能性　当事者としての第三者、関係性のなかの第三者
 - ・当事者の不能性　当事者のなかの関係性 / 関係性のなかの当事者

4. 紛争交渉におけるジレンマ

1) 事例 A: 「主体」のありかをめぐって

- ・「命日判決」(東地 2003 年 7 月 24 日): 逸失利益については毎年命日の分割払いとする。奏子ちゃん・周子ちゃんがそれぞれ 18 歳から 67 歳まで就労したものととして算定した上で、奏子ちゃんが 19 歳になる年の命日から 15 年間、周子ちゃんが 19 歳になる年の命日から 15 年間、毎年払う。残りは 33 歳になる命日に一括して支払う。
- ・単身者(幼児等)死亡事故の損害賠償
 - 「欧米: 幼児死亡 損害賠償請求権者(本人)は死亡 請求権は相続されず = 低額」
 - 「日本: 幼児死亡 損害賠償請求権者(本人)は死亡 請求権は相続される = 高額」
- ・紛争交渉過程で希求され(エロース)立ち現れる「主体」のアイデアは?
 - 日本: 遺族の声 = 「真相を知りたい」「二度と繰り返すな」「謝罪を」
 - 喪われた者に共感し寄り添う = 主体の構築
 - 当事者としての死者、紛争主体としての死者
 - 賠償を受けるのは「死者」
- ・命日判決 = 死者が 19 歳になる年から 15 年間にわたり一部賠償の意味

2) 事例 B: 不偏性 / 中立性と正義をめぐって

早稲田大学大学院法務研究科 メディエーション演習教材 和田仁孝作成

All Rights Reserved by Yoshitaka Wada

瑕疵担保責任ケース

依頼主 栗岡さん（印刷会社勤務、40歳、年収700万、法律知識なし）

私は、印刷会社に勤務していますが、平成12年に念願のマイホームを建てることとなり、田中工務店に建築をお願いしました。平成12年に入ってから、建築士さんに設計をしてもらっていた自宅のプランができあがったので、その紹介で田中工務店と交渉し、その後、契約したわけです。木造2階建ての建坪35坪の家です。何度か相談をして、ちょうど下の子供が小学校入学だったので覚えているのですが、入学式の翌日、4月2日に最終的に契約書作成となりました。

工事は順調に進み、7月1日には家が完成し、私たち家族は大喜びで引っ越ししました。住み始めて特に問題になることもなく過ごしていたのですが、今年、平成17年9月初めの台風の際に、基礎の盛り土の不足から床下に浸水し、同時に家全体が少し傾いてしまいました。大きな台風だったとはいえ、浸水したり、傾いたりしたのはうちだけで、近所の家は古い家も含めてまったく被害などありません。

すぐに田中工務店に連絡したところ、見に来てくれましたが、「保証期間が過ぎているので、どうしようもない。補修をすると約800万はかかるだろう」ということでした。しかし、同じ時期に建った他の家は、何も被害を受けていません。これは明らかに欠陥住宅だと思い、別の建築士さんに見てもらったところ、基礎を含む建物の構造についてあきらかに欠陥があったということがわかりました。そこで、再度、田中工務店に連絡し、「これは手抜きによる欠陥工事ではないか。そちらの責任なのだから、きちんと修理や補修をしてくれ」と申し入れました。

ところが、田中工務店からは、法律では、「台風による被害でもあり、施工上の瑕疵といえるかどうかは不明である。また契約書では、こういう場合の保証（瑕疵担保責任というんですか？）は2年間とすると書いてあるので確認して欲しい。残念ながら、栗岡さんの場合には、2年をとうに過ぎていて保証外になっています」と言われてしまいました。契約上はそうかもしれませんが、責任は、やはり田中工務店にあると思います。

完全な補修のためには、800万ほどかかるとのことですが、田中工務店には誠意だけでも示して欲しいと思っています。全額は無理でも、少しでも、誠意を見せてくれてもいいはずだと思っています。それで、このADRセンターに申し立てたのです。

瑕疵担保責任ケース

工務店 田中さん（45歳、田中工務店社長、建築関係の法律知識を持つ）

平成12年に入ってから、知人の建築士を通じて、栗岡さんから木造の住宅建築工事のお話をいただいた。何度か、いろいろな点を相談したり、見積もりを出したりして、3月末には工事を請け負うという方向でまとまりそうだった。最終的に4月2日に契約書を作成した。また、特約として、瑕疵担保責任を負う期間を2年間とした。

工事は順調に進み、7月1日には家が完成し引き渡した。そのまま、2年間の瑕疵担保責任期間も経過し、我々も忘れた頃に、問題が持ち込まれた。今年、平成17年9月初めの台風の際に、基礎の盛り土の不足から床下に浸水し、同時に家全体が少し傾いたというのだ。見に行ってみると、確かに欠陥といわざるを得ないものだった。当時、仕事を任せていた従業員（既に退職）が手抜きを指示したのだろう。もちろん、そんなことは言わずに、補修すれば80万ほどかかるという見通しを伝え、しかし、保証期間が2年でとっくに経過しているので、費用についてはどうしようもない、と答えておいた。

実は、これは相手方にもメディエーターにも言えない事情だが、新しく「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が、契約締結年の4月1日から施行されている。契約の段階では我々も知らなかったのだ。この法律ができるまでは、民法638条により、木造家屋の場合には、瑕疵担保責任を負うのは引渡し後5年間だけ、しかも契約で合意すればこれを短縮することも可能だった。しかし、新しい法律では、それが木造でも10年となり、短縮は許されないということになっている。不景気の中、そんなに長期間責任を負わされてはたまったものではないというのが、我々中小工務店の本音だ。栗岡さんのケースでは、4月2日に契約しているのに、その適用があるのだが、こんな法律は向こうは知らないだろう。わざわざこちらから言う必要はないだろう。だいたい契約時には契約書通りに合意したのだし・・・。

そうこうするうち、「建築士の査定により、基礎を含む建物の構造について欠陥があると判明した。これは手抜きによる欠陥工事ではないか！きちんと修理や補修をしてくれ」と言ってきた。しかし、契約した2年瑕疵担保責任期間はとうに過ぎてしまっている。また、特約なしでも、民法638条に規定された木造住宅の瑕疵担保責任期間の5年も経過してしまっている。気の毒だが保証外だ。そのように返答したらメディエーションに呼び出しだからかなわない。若干、補修費を若干譲るなどの対応はしてもいいが・・・。